

＜法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します＞

環境関連法規制等の動き [新様式] 2017年10月(2017.9.19～2017.10.23)

法令情報

1-1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件

＜環境省告示第70号＞(2件共2017.9.26公布、同日施行)

-2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件

 <環境省告示第71号>

-1が4種類、-2が5種類の農薬について農薬登録保留基準値が追加されました。

該当農薬の製造・輸入事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/sui-kaitai/ki_jun.html

＜参考＞環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/do.jo/noyaku/odaku_ki_jun/ki_jun.html

一般情報

1. PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果(2015年度)について (2017.9.21環境省)

2015年度末時点における事業者から届出された、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の保管状況等について公表されました。PCB含有品の各保管量はトランス類65万台(前年度比▲20万台)、コンデンサ類165万台(同▲13万台)、安定器450万台(同▲38万台)といずれも減少しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104573.html>

2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2017.10.10環境省)

株式会社かんでんエンジニアリングの9府県のPCB汚染物の洗浄施設並びに北電テクノサービス株式会社の3県のPCB汚染物の洗浄施設が、廃棄物処理法に基づく大臣認定を受けました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104650.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104651.html>

3. 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を定める件

 <内閣府・総務・法務・外務・財務・

文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省告示第1号>

(2017.10.16告示)

2017.8.16の水俣条約の発効を受けて、水銀汚染防止法や廃棄物処理法による水銀規制が始まりました。今回、水銀汚染防止法第3条に基づき、題記の計画が策定され、「マーキュリー(水銀)ミニマム」の環境の実現に向けた国内法令での措置内容や国・事業者・国民等が講じるべき措置等の計画について公表されました。今後、水俣条約事務局へ提出されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104678.html>

4. 2016年度大気中水銀バックグラウンド濃度等のモニタリング調査結果について (2017.9.19環境省)

環境省は国際的な水銀対策の立案に役立つため、水銀バックグラウンド濃度等の調査を実施しています。調査は水銀発生源からの影響を受けない地点(沖縄・秋田の2地点)でおこなわれており、結果は水銀濃度値で1.7ngHg/m³と環境中の基準濃度値40ngHg/m³を8年続けて下回りました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104568.html>

5. 「水銀に関する水俣条約第1回締結国会議」の結果について (2017.10.2環境省)

2017.9.24～9.29までスイス・ジュネーブで題記会議が開催され、中川環境大臣は「水俣病の経験を踏まえて、

水銀被害を防ぐ技術やノウハウを世界に積極的に伝えていく(中略)」との決意を表明しました。会議では条約の実施に必要な枠組みの合意、水銀の大気排出に関する技術的な手引書の採択や水銀廃棄物の閾値設定方法等の議論が交わされました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104620.html>

6. 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」の公表について (2017. 9. 29環境省)

環境省は2007年に作成した題記マニュアルについて、東日本大震災や熊本地震での石綿含有建築材料を使用した建物の倒壊・損壊による石綿の飛散や廃棄物の大量発生・処理等の経験を踏まえ、「災害発生時における住民・初動対応者への注意喚起」、「津波等により発生した混合廃棄物の処理における留意事項」等を追加する改訂をおこないました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104593.html>

7. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく再資源化事業計画の認定について

(2017. 9. 22環境省)

群馬県太田市に本社を構えるヤマダ電機グループの東金属株式会社が、小型家電リサイクル法に基づく再資源化事業認定を受けて、小型電子機器等の回収事業を12都県で開始します。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104577.html>

8. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の

規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件

〈国土交通省告示第843号〉(2017. 9. 20公布、同日施行)

2015年9月に発覚した、排出ガス試験時のみ排出ガス低減装置の制御をおこない、排出ガス基準をクリアしていた不正事案を受けて、道路運送車両の保安基準の細目等が改正されました。排出ガス試験特有の事象や試験場所を検知して排出ガス低減装置の制御をする行為等が禁止になりました。

〈参考〉国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000189.html

意見募集情報

1. 「モントリオール議定書 キガリ改正を踏まえた今後のHFC規制のあり方について(案)」

に対する意見の募集について (2017. 10. 6環境省)

2016年10月にルワンダのキガリで開催された議定書締結国会議において採択された、改正議定書が2019. 1. 1に発効します。これにより先進国ではエアコン冷媒等に使用している、オゾン層は破壊しないが温室効果の高いHFCガスが2036年迄に段階的に規制されます。今回、経産省と環境省が改正議定書を順守するための国内制度のあり方を議論し報告書に取りまとめました。内容に関する意見募集を2017. 11. 6までおこなっています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104666.html>

公募情報

1. 「2018年度危険物安全週間推進標語」及び「2017年度危険物事故防止対策論文」の募集 (2017. 10. 2 総務省)

消防庁では毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しており、推進の一環として危険物安全週間推進ポスターを制作しています。現在ポスターに起用する標語並びに危険物に係る事故防止や安全対策に関する論文を募集しています。最優秀作品には消防庁長官賞と賞金が授与されます。締切は前項が2017. 12. 11、後項が2018. 1. 31です。

〈参考〉消防庁ホームページ http://www.fdma.go.jp/neuter/houdou_01/houdou29nen.html

以上